

柏崎市男女共同参画基本計画推進状況評価報告書

(令和7(2025)年度実績)



目 次

計画の体系	1
計画体系毎の評価結果集計	2
計画指標に関する実績値	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	4
基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり	10
基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	15

計画の体系

目指す姿	基本目標	重点目標	施策の方向
男女の人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる調和のとれた社会	Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	1 男女共同参画への理解の促進   2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大  3 地域における男女共同参画の推進 	1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 2 男女平等の視点に立った教育の推進 3 審議会等への女性の参画推進 4 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進 5 地域活動における男女共同参画の推進 6 防災分野における男女共同参画の推進
	Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり 【柏崎市女性活躍推進計画】	4 働く場での男女平等の推進      5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進   	7 雇用や就労環境における男女平等の推進 8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進 9 就職・再就職の支援 10 男性の育児・介護休業の取得の促進 11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築 12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり 13 子育て・介護支援体制の整備・充実
	Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 【柏崎市DV防止基本計画】  7 男女の性の尊重と健康支援   8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備  	14 DVを許さない社会づくりの推進 15 安心して相談できる体制の整備 16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実 17 生涯を通じた男女の性への理解の推進 18 ライフステージに応じた健康づくりの支援 19 生活上の困難を抱える人への自立支援 20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

計画体系毎の評価結果集計

今年度は全てB評価（昨年度は基本目標Ⅲ、重点目標8にA評価1）

基本目標	A	B	C以下	重点目標	事業所管課の評価			庁内推進 会議評価	施策の方向
					A	B	C以下		
Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	0	19	0	1 男女共同参画への理解の促進	0	9	0	B	1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
				2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大	0	4	0	B	2 男女平等の視点に立った教育の推進
				3 地域における男女共同参画の推進	0	6	0	B	3 審議会等への女性の参画推進
Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり 【柏崎市女性活躍推進計画】	0	21	0	4 働く場での男女平等の推進	0	9	0	B	4 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進
				5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）の推進	0	12	0	B	5 地域活動における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	0	21	0	6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び 自立支援【柏崎市DV防止基本計画】	0	8	0	B	6 防災分野における男女共同参画の推進
				7 男女の性の尊重と健康支援	0	8	0	B	7 雇用や就労環境における男女平等の推進
				8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	0	5	0	B	8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進
	0	61	0		0	61	0		9 就職・再就職の支援
									10 男性の育児・介護休業の取得の促進
									11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
									12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり
									13 子育て・介護支援体制の整備・充実
									14 DVを許さない社会づくりの推進
									15 安心して相談できる体制の整備
									16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実
									17 生涯を通じた男女の性への理解の推進
									18 ライフステージに応じた健康づくりの支援
									19 生活上の困難を抱える人への自立支援
									20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

<評価基準>

- A：大いに効果・成果があった（事業計画以上の取組を行った又は前年より事業を拡充して実施した）
- B：効果・成果があった（事業計画に沿って実施した）
- C：効果・成果が薄かった（事業計画の一部が実施できなかった）
- D：効果・成果がなかった（実施しなかった）

柏崎市男女共同参画基本計画の計画指標に関する実績値

No.	項 目	H26 (2014) 年度 実績値※	H28 (2016) 年度 実績値	H30 (2018) 年度 実績値	R1 (2019) 年度 実績値※	R2 (2020) 年度 実績値	R3 (2021) 年度 実績値	R4 (2022) 年度 実績値	R5 (2023) 年度 実績値	R6 (2024) 年度 実績値※	R7 (2025) 年度 実績値	R7 (2025)年度 目標値
1	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.1%	—	—	17.7%	—	—	—	—	12.8%	—	30%
2	性別による固定的な役割分担の考え方にとられない人の割合	59.8%	—	—	73.5%	—	—	—	—	70.5%	—	80%
3	学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	62.0%	—	—	57.7%	—	—	—	—	50.0%	—	70%
4	市の審議会等の女性登用率	28.8%	34.4%	32.3%	32.5%	34.4%	38.3%	36.5%	36.0%	34.8%	34.0%	40%
5	コミュニティ推進協議会における女性委員の割合	26.8%	23.0%	24.4%	24.5%	24.4%	24.4%	25.4%	25.1%	25.7%	24.9%	30%
6	職場における男女が平等であると思う人の割合	22.3%	—	—	30.3%	—	—	—	—	23.1%	—	40%
7	ハッピー・パートナー企業への登録数	27社	35社	44社	50社	52社	55社	57社	64社	66社	68社	80社
8	「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	12.0%	—	—	18.2%	—	—	—	—	36.5%	—	30%
9	男性の育児休業取得割合	0.4%	—	—	7.9%	—	—	—	—	60.2%	—	13%
10	精神的DVを知っている人の割合	43.6%	—	—	53.1%	—	—	—	—	70.6%	—	70%
11	DV相談窓口を知っている人の割合	59.3%	—	—	72.2%	—	—	—	—	78.3%	—	85%
12	子宮頸がん検診受診率の割合	27.6%	20.1%	24.1%	24.5%	22.9%	21.9%	25.1%	25.2%	25.0%	23.4%	29%
13	乳がん検診受診率の割合	30.9%	24.6%	28.7%	29.5%	28.1%	27.6%	31.4%	31.6%	31.6%	30.4%	32%
14	障がい者の就労支援施設を退所して一般就労した人	9人	6人	6人	8人	7人	5人	8人	10人	6人	11人	15人以上 (R8(2026)年度)

※H26年度、R1年度、R6年度数値のみ掲載の項目は、市民意識調査の結果数値

□の項目は、第5次総合計画の指標に位置付けられている項目

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標1 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画基本計画庁内推進会議による評価：B					
指標	項 目	R1(2019)年度実績値	令和6(2024)年度実績値	R7(2025)年度目標値	根拠等
	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.7%	12.8%	30.0%	市民意識調査
	性別による固定的な役割分担の考え方にとられない人の割合	73.5%	70.5%	80.0%	
	学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	57.7%	50.0%	70.0%	

①性別による固定的な役割分担意識解消と男性の育児家事参画の啓発のため、「育休応援リーフレット」や「家事シェアリーフレット」を婚姻届受理時や母子手帳交付時に配布したことにより、必要な人に必要な情報を適時に提供することができ、男性育児休業の取得にもつながっている。(No.1)
②かしわぎ男女共同参画推進市民会議が大学生や市議会議員との意見交換会を経て、令和8(2026)年度以降の活動方針に「プラチナ世代への意識啓発」を追加する事を評価したい。プラチナ世代へ意識啓発をすることで地域における固定的な役割分担意識が解消され、若者や女性の人口流出を防ぐことへの効果が期待される(No.2)
③メディア・リテラシーの育成は、男女共同参画の視点を持った情報提供や学習機会の提供が欠かせないが、児童・生徒だけでなく、保護者が共に学ぶ機会が継続されており評価できる(No.8)

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標1 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要					
1	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。 ・男女共同参画啓発広報紙「あいむ柏崎」を年2回発行する(発行：かしわぎ男女共同参画推進市民会議(事務局：人権啓発・男女共同参画室))。 ・かしわぎ男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。 ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担意識の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。 ・男性の育児・家事参画を促す意識啓発に取り組む。	・男女共同参画週間(6/23～30)に、本庁舎ではロビーにおいて、ポスター・パンフレットを活用した展示を行い、地域事務所では庁舎外壁に懸垂幕の掲示による啓発を行った。 ・啓発用広報紙「あいむ柏崎」を10月、3月の年2回発行し、市内全戸回覧、公共施設への配置等により広く周知した。 ・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful(ニーフル))(以下「ニーフル」という。)セミナーの開催 10月30日「企業力向上セミナー」 講師：川端周氏(公益財団法人新潟県女性財団事務局長) 参加者：市内事業所の人事及び労務管理担当者等 25人 ・女性活躍推進セミナーの開催 3月7日「仕事と子育て、どうしてる？働くママの情報交流会 & 交流会」 講師：柘堀佳倫氏(柏崎市移住・定住推進パートナーチーム) 参加者：市内企業等で働く又は今後働く予定の子育て中の女性 18人 ・かしわぎ男女共同参画推進市民会議と作成した「家事シェアリーフレット」と「育休応援リーフレット」を婚姻届受理時や母子手帳交付時、事業所訪問の際に配布するなど、性別による固定的な役割分担意識解消及び男性の育児・家事参画の啓発に努めた。	【効果・成果】 男性の育児休業取得促進事業奨励金の申請が増加しており、育休応援リーフレットや家事シェアリーフレットの配布による啓発活動の効果が出ている。 【課題】 男女共同参画の啓発がリーフレットの配布やセミナーの参加者に限られていることから、広報かしわぎの特集などで広く市民に意識啓発を行う必要がある。	B	人権擁護・男女共生推進課
2	2 市民団体等の育成と活動支援	・男女共同参画を推進するかしわぎ男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。 ・かしわぎ男女共同参画推進市民会議と協働し、家庭における男女共同参画意識の向上に資する各種事業を開催する。	毎月開催する企画運営委員会に出席し、意識共有を図りながら団体の活動支援を行った。 各種実施事業の協働開催 ①5月17日「公開講演会 昭和100年 実例でみるハラスメントの変遷」参加者：44人 ②5月20日「大学生との意見交換会」(マスメディアにおける男女平等について) ③7月27日「親子わんだーランド生き・活き・子育て！」(子どもの遊び場や子育て情報コーナーを設け、参加者の子育てに関する悩みを聞く機会を設定した。) 参加者：270人 ④11月6日「柏崎市議会との意見交換会」(市民会議の今後の方向性や活動テーマについて)	【効果・成果】 大学生との意見交換会や市議会との意見交換会を経て令和8(2026)年度以降の活動方針に「プラチナ世代への意識啓発」を今までの活動に追加して実施することが決まった。新たな企画運営委員も3人加わり、より良い活動が進められている。 【プラチナ世代】市民会議が定義する、55歳以上の健康でアクティブなシニア層を指し、人生経験と知恵を生かして、プラチナのようにいつまでも輝き社会貢献を続ける世代 【課題】 公開講演会や親子わんだーランドの参加者を増やすため、目的、対象者、実施内容などを見直す必要がある。	B	人権擁護・男女共生推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり							
重点目標1 男女共同参画への理解の促進							
男女共同参画基本計画の内容			令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要					
3		3 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供 (事業概要) ・女性も男性も個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野に参画するための学習機会を提供します。	幅広い世代の方が受講できる内容の講座を企画し、学習機会を提供する。周知に当たっては、様々な年代の方が講座情報を得やすいよう、市広報誌等の紙媒体の他、市SNSなどの電子媒体も活用し、積極的に周知を図る。	<開催講座数及び延べ受講者数> ・市民大学 11講座 471人 ・市ブラスクール(全年齢向け・シニア向け) 19講座 375人 ・子ども・親子向け講座 14講座 305人 ・ふれあい講座 57講座 1,338人 <周知方法> 周知用リーフレットを市内コミュニティセンターをはじめとする市内関係施設に設置するほか、小・中学生宛てに個別配布して周知を図った。加えて、市ホームページやSNSを通じたPRにも注力した。子ども・親子向け講座の周知にはコドモンを積極的に活用した。また、シニア層に有効なリーフレットや市広報には、画像を取り入れ、講座内容が視覚的にも伝わりやすいよう配慮した。 【コドモン(CoDMON)】公立保育園に導入されている、保護者からの欠席連絡や園からのお知らせなどをスマートフォンやパソコンを使って行うシステム	【効果・成果】 幅広い年齢層の市民に多様な学習機会を提供することができた。 【課題】 性別、年齢に関わらず受講しやすいよう、引き続き講座内容や開講時間帯、曜日などを考慮しつつ、ターゲット層に応じた周知方法を工夫していく必要がある。	B	文化・生涯学習課
4	(2) 男女平等の視点に立った教育の推進	4 児童生徒への男女平等教育の推進 (事業概要) ・男女平等意識を育む教育を推進します。	女性に関する人権課題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	・全ての学校で人権教育強調期間を設け、一人一人の個性や多様性を認め合える人権尊重の精神の涵養に努めた。また道徳に限らず、家庭科、社会科などの授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、男女平等意識の醸成を図った。	【効果・成果】 授業や学校行事等において、男女の区別なく役割を決めて活動を行うなど、共に活躍できる場を設定している。児童会・生徒会のリーダーなど、学校における男女平等の意識は浸透している。 【課題】 自己のキャリア形成を核に、引き続き男女平等意識を育んでいく必要がある。	B	学校教育課
5		5 教職員研修の実施 (事業概要) ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施します。	男女共同参画の視点の育成を優先しながら、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。	・年度初めの5月に転入及び新採用教職員を対象とした人権教育、同和教育研修会を実施し、あらゆる差別の解消に向けた啓発を行った。	【効果・成果】 研修会を継続して実施してきたことで、教職員の男女共同参画の意識が浸透してきている。 【課題】 各校での校内研修を充実させるため、提供資料を更新していく必要がある。	B	教育センター
6		6 保護者への情報提供と啓発 (事業概要) ・保護者に対して人権や男女平等教育に関する情報を提供します。 ・保護者に対して進路選択情報等を提供します。	・学校だよりや学年だよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。 ・保護者に対してキャリア教育や進路選択の情報を提供する。	・学校だよりや学年だよりを活用し、保護者に対し人権・男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供した。また、人権教育強調期間に、人権啓発に関する公開授業を行った。	【効果・成果】 人権啓発の授業や取組が定着しているため、学校だよりや学年だよりを活用して、男女平等教育の情報提供をすることができた。 【課題】 家庭への人権啓発には、各種のたよりに限らず、公開授業の活用が効果的である。	B	学校教育課
7			職員全体会等で人権問題や男女平等に関する研修や情報提供を継続的に行之、職員の意識醸成を図る。 ・行事を始めとした園活動を通じて、子どもや保護者に対する啓発を行う。	・職員全体会等で人権に関する研修を実施するとともに、部落解放第41回新潟県研究会第1分科会「就学前教育と子どもの権利擁護」に参加した。研修等の内容を職員会議等において共有することで、人権保育を始め、人権尊重等の醸成を図った。 ・園活動において友達と助け合うことの大切さや、年齢の異なった仲間にも思いやりを持って接する様子を園だより等を通じて周知し、子どもや保護者に対する啓発として実施した。	【効果・成果】 各研修において人権保育への理解を更に深めるとともに、保育における配慮や子どもへの啓発行事に生かすことができた。 【課題】 人権問題に対する職員自身の認識を深めるとともに子どもや保護者が正しく理解する機会を設ける必要がある。	B	保育課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり						
重点目標1 男女共同参画への理解の促進						
男女共同参画基本計画の内容			令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価
No.	施策の方向	主な事業・概要				
8		7 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成 (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供します。	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会や学習会を継続して実施する。 ・児童生徒だけでなく、保護者の意識の高揚を図る積極的な取組が今後もある。中学校区での積極的な取組が、他の中学校区でも広がるよう、保護者参加型の学習会を継続して実施する。	・小学校の就学時健康診断や、中学校の入学説明会等の機会を生かし、保護者参加型の学習会を実施した。 ・中学校区で児童・生徒と保護者が一緒にメディア・リテラシーに関する取組を実施した。	【効果・成果】 中学校区でPTAと連携し、保護者と共にメディア・リテラシーについて学ぶ機会が継続して行われる等、意識の高揚が図られた。 【課題】 状況の変化に対応しながら、メディアの利便性について学ぶ必要がある。また、情報拡散等の危険性についても最新の情報を得ながら、正しいメディア利用を学ぶ機会を継続して作る必要がある。	B
9			ジェンダー平等の視点を含んだメディア・リテラシーを養うための機会創出として、市民大学において講座を開講する。	・市民大学前期講座として、『メディア・リテラシーと男女共同参画』(全2回)を開講した。 第1回:フェミニズムの歴史について(講師:新潟産業大学梅比良学長) 第2回:男女共同参画から考える「メディア・リテラシー」(講師:新潟産業大学権田准教授) 参加者:各回13人(定員20人)	【効果・成果】 受講アンケートからは「メディア情報を鵜呑みにしない」「多角的な視点が大事」との意見があり、新たな気づきの機会創出につながった。 【課題】 個人の新たな気づきにとどまらず、主体的に情報を読み解き、実社会において活用する能力を養うためにさらに学びを深めていく必要がある。	B

基本目標1 男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

	項 目	R1(2019)年度実績値	R6(2024)年度実績値	R7(2025)年度実績値	R7(2025)年度目標値
指標	市の審議会等の女性登用率	32.5%	34.8%	34.0%	40.0%

根拠等：人事課調べ

男女共同参画基本計画庁内推進会議による評価：B

①女性の意見を市の政策形成の場へ反映させるためには、女性の登用促進が必要である。指標である市の審議会等の女性登用率は、昨年度から0.8ポイント減という結果であったため、役職にとらわれず実務に精通した委員を登用する等、選任基準の見直しに関する働きかけを進めてもらいたい。(No.10)
②市職員は、特定事業主行動計画の目標値である「管理的地位にある職員に占める女性割合」が増加し、目標値に向かって順調に推移している。(No.12)
③市内企業等で働く子育て中の女性を対象に開催したセミナーでは、参加者同士の交流や講師との意見交換を通じて、継続就業やキャリア形成に対する意識向上を図った。併せて、今後は女性の継続就業やキャリア形成に向けた男性を含む経営者や管理職の意識改革を進める必要がある。(No.13)

基本目標1 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向					
10	(3) 審議会等への女性の参画推進 (事業概要) ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用を図ります。 ・女性人材登録制度への登録促進と制度の活用による参画を拡大します。	附属機関等の設置状況等の調査を実施し、女性委員の割合を確認、結果を庁議で報告する。また、委員の選任に当たっては、選任基準の見直しを含め、引き続き女性委員を積極的に登用するよう周知する。	・附属機関の実態調査に併せ、附属機関の女性登用方針を担当課へ周知した。 ・女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働き掛けを継続して行った。 ・公募委員等の選考時に、女性委員の登用を積極的に進めた。 ・行政機関から委員選任する際には、役職にとらわれず、実務に精通した職員を登用する等、選任基準の見直しを検討するよう各課に依頼した。 ・女性登用率は34.0%(前年度比0.8%減)となった。	【効果・成果】 各々取組を継続的に推進したものの女性登用率が前年度から減少した。その要因は、廃止となった機関において、女性委員の割合が高かったことによる。 【課題】 公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低いものであり、全ての附属機関で統一的に女性割合の引き上げができない。特に行政機関から役職指定により選任されている委員の女性割合が極めて低く、選任の基準の見直しを継続して依頼する必要がある。	B	人事課
11		・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、現在登録されている人材の積極的な活用を検討する。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	・附属機関等の女性登用推進に向けた取組の庁内周知に併せ、女性人材登録事業への協力を仰いだ。 ・市のホームページに女性人材登録募集記事を掲載し、継続的に啓発を行った。	【効果・成果】 政策・方針決定の場に女性の意見が必要であることを、継続的に意識付けける機会となっている。 【課題】 新規人材の登録及び登録者の活用を進める必要がある。	B	人権擁護・男女共生推進課
12	(4) 管理職等への女性の積極的登用にに向けた意識啓発の推進	9 市の女性職員の管理・監督職への積極的登用 (事業概要) ・管理・監督職としての能力開発に向けた育成体制を充実します。	・特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。 ○令和8(2026)年4月1日現在の女性管理監督者職員数 ・部長級 1人 ・課長級 7人 ・課長代理級 17人 ・係長級(保育園長を除く。) 19人 【特定事業主行動計画における目標値と実績値】 ・管理的地位にある職員に占める女性割合 (目標値10%) 実績値(R7.4月)11.8%➡(R8.4月)16.0% ・課長代理・係長に占める女性割合 (目標値30%) 実績値(R7.4月)28.3%➡(R8.4月)26.4% ○勤続年数や職位にかかわらず業務に関する基礎知識を学ぶ機会として、業務遂行力向上研修を開催した。 参加者:321人(うち女性182人) ○男性職員の育児参加促進は、家庭内の負担の分担を進めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消につながり、結果として女性職員が能力を十分に発揮し、管理・監督職への登用を後押しする基盤づくりになることから、特定事業主行動計画に基づき、育児に関する休暇を申請した職員に対し関連する制度の情報提供を行い、家庭と仕事のバランスをとることを支援した。	【効果・成果】 ・対象者への育児に関する制度の周知や研修の実施により、女性活躍及び男性の育児参加に対する意識が高まり、男性職員の育児休業取得につながった。(男性職員の育休取得率 令和6(2024)年度65%➡令和7(2025)年度82%) 【課題】 ・女性職員の活躍を推進するためには、男性職員も含めた働き方の見直し(長時間労働の是正)を進めると同時に、管理監督職をはじめとする周囲の協力が不可欠である。組織全体の意識変革が定着し、継続的な成果となるには、引き続き研修やインフォメーションなど地道な取組を続ける必要がある。 ・男女問わず、管理・監督職としての能力開発に向け、早期から取り組む必要がある。	B	人事課
13	10 女性活躍推進に向けた研修会・セミナーの実施 (事業概要) ・女性従業員、管理職等を対象としたキャリア形成を支援します。	職場における女性活躍を推進するため、女性従業員や管理職等を対象にセミナー等を開催する。	・女性活躍推進セミナーの開催 3月7日「仕事と子育て、どうしてる？働くママの情報交換会&交流会」 講師：柳堀佳倫氏(柏崎市移住・定住推進パートナーチーム) 参加者：市内企業等で働く又は今後働く予定の子育て中の女性 18人	【効果・成果】 子育て中の女性を対象に、仕事と家庭生活の両立や自身の働き方について考える機会を提供するとともに、参加者同士の交流や講師との意見交換を通じて、継続就業やキャリア形成に対する意識向上を図った。 【課題】 女性のキャリア形成や継続就業を推進するためには、男性を含む経営者や管理職の意識改革を進める必要がある。	B	商業観光課 人権擁護・男女共生推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標3 地域における男女共同参画の推進

	項 目	R1(2019)年度実績値	R6(2024)年度実績値	R7(2025)年度実績値	7(2025)年度目標値
指標	コミュニティ推進協議会における女性委員の割合※	24.5%	25.7%	24.9%	30.0%

※市内のコミュニティ推進協議会の運営(部会・委員会を含む)に携わる委員 根拠等:市民活動支援課調べ

男女共同参画基本計画庁内推進会議による評価：B
①指標であるコミュニティ推進協議会における女性役員の割合は、昨年度実績から0.8ポイント減少しているため、今後も各コミュニティで女性が参加しやすい環境づくりについて情報共有を図り、地域における女性参画の促進を図る必要がある。(No.14) ②防災会議の女性委員の割合は21%であり、県内の市町村防災会議委員の18.9%より多い割合を維持している点は評価できる。また、避難所配置の女性職員の割合は昨年度の40%から44%に増加している。災害時の備蓄品やプライバシーへの配慮に女性を含めた多様な視点を生かす活動は今後も継続するべきである。(No.15,18) ③女性消防団員の確保に向けた取組として、学生消防隊卒業生7人が女性消防団員として入団していることから、市内看護学校の学生に対する学生消防隊への参加促進及び応急手当普及員の認定を継続していることは評価できる。(No.17)

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり						
重点目標3 地域における男女共同参画の推進						
男女共同参画基本計画の内容			令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価
No.	施策の方向	主な事業・概要				
14	(5) 地域活動における男女共同参画の推進	11 町内会・コミュニティ・NPO活動等における男女共同参画の推進 (事業概要) ・町内会・コミュニティ・NPO活動等への女性参画の促進を図ります。	・コミュニティ職員の研修会等を通じて、継続して地域活動における女性参画の重要性について周知を行う。 ・各コミュニティ協議会で開催するサークルや講座について、女性の参加者を促すための工夫を継続して行う。 ・市民活動センターを拠点に、男女を問わず公益活動を行う人材・団体・企業等を支援するとともに、市民活動に対する興味関心を広めるための事業を充実させる。	・各コミュニティ協議会において、女性をターゲットとしたポーセラーツやヨガ講座の充実を図るほか、未就園児のお子さんを持つ母親を対象にコミュニティ施設を開放し、交流の場を提供した(2地区で開催し延べ81人参加)。 ・やりたいことを言語化し、アクションするための学びの場として「まちからスクール up me」を開催し、述べ13人(うち女性11人)が参加した。また、誰でも気軽にまちの情報に触れられる機会として「まちを面白くするトークライブ」、「まちから忘年会」には、述べ81人(うち女性36人)の幅広い年代の方が参加した。	【効果・成果】 ・市内コミュニティ協議会の女性役員の割合で30%を超えている協議会は5協議会ある。今後も、女性が地域活動に参加しやすい環境づくりについて、情報共有を図っていきたい。 ・「まちからスクール up me」や「まちを面白くするトークライブ」等を通じ、市内で活躍する団体の活動紹介やPR等が図られ、新たな交流やつながりが広がった。また、まちからの取組やまちづくり活動の意識啓発を図ることができた。 【課題】 ・女性参加者が固定化しているため、新たに事業に参加していただける人を増やすような呼びかけや仕掛け作りをすることが必要である。 ・スクールやイベントの参加者に対し、まちからが実施する他事業へ誘導する工夫が必要である。	B
15	(6) 防災分野における男女共同参画の推進	12 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 (事業概要) ・防災会議の女性委員の登用促進を図ります。 ・女性消防団員の確保や防災士の育成を図ります。 ・応急手当普及員による自主防災組織への指導を推進します。	・関係機関に働きかけ、防災会議の女性委員の登用率向上に努める。 ・令和6(2024)年度同様、引き続き、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させる。(段ボールパーティション、段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料等の調達) ・令和7(2025)年度は、引き続き、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させることと併せて、関係機関に働きかけ、防災会議の女性委員の登用率向上に努める。	・防災会議の女性委員の割合は全体の21%(7人/34人)となった。(前年度20%) 【参考】 新潟県市町村防災会議女性委員割合18.9%(R7(2025).4.1現在) ・事業計画のとおり、段ボールパーティション、段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料等を調達し、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させることができた。 ・避難所配置の市職員について、女性の割合は全体の44%(55人/124人)(前年度40%)	【効果・成果】 要配慮者向けの災害時備蓄品の購入において、栄養士等の専門的な知見を活かした食料等の選定・調達に取り組むことができた。 【課題】 ・食料品における消費期限管理の徹底及び食物アレルギーに対応した食料品の購入品選定。 ・防災会議委員は役職指定が多く、関係機関の組織体制に左右される。	B

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり							
重点目標3 地域における男女共同参画の推進							
男女共同参画基本計画の内容			令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要					
16	(6) 防災分野における男女共同参画の推進	12 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 (事業概要) ・防災会議の女性委員の登用促進を図ります。 ・女性消防団員の確保や防災士の育成を図ります。 ・応急手当普及員による自主防災組織への指導を推進します。	・防災士養成講座の受講者募集の際に女性の推薦を呼びかけ、新たな女性防災士の育成に引き続き取り組む。 ・資格取得後のフォローアップ研修などを通じて、防災対策の重要性を学習する機会を提供するとともに、女性防災士の活躍の場創出に向けた支援に取り組む。	・防災士養成講座では、新たに45人(うち女性15人)が資格を取得した。 ・資格取得後のフォローアップ研修を5回開催し、延べ38人の女性が参加した。 ・防災学習サポーター4人(うち女性2人)を育成した。	【効果・成果】 ・防災意識の向上と、スキルアップを図ることができた。 ・女性防災士の資格取得後の活躍の場につながった。 【課題】 講座受講者等の男女比は依然として男性の割合が高いことから、資格取得に向けた働きかけや、女性が興味を持つ講座の設定が必要である。	B	市民活動支援課
			・「消防団PR動画」の公開を継続するとともに、女性消防隊による各種イベントの広報活動を積極的に実施し、女性消防団員の必要性を発信する。 ・応急手当普及員講習を継続実施する。また、応急手当普及員認定者がより多く活動できるよう、今後も継続して応急手当講習会に指導者として参加させる。	・「消防団PR動画」の公開を継続し、各種イベントでは女性消防団員に積極的に参加してもらい、広報活動を実施した。 ・第6回女性消防団員活性化燕大会(11/25)に参加し、県内の女性消防団員の活動について情報交換を実施した。 ・新任女性消防団員への応急手当普及員講習を実施した。(8/25～28 11人受講) ・応急手当普及員として、新任消防団員へ普通救命講習会で指導を実施した。(11/23 7人指導参加)	【効果・成果】 ・動画又は広報活動で女性消防団員の必要性については継続発信し、令和7年度中に学生消防隊から女性消防団員に7人入団している。 ・応急手当普及員の認定を受けることで活動の幅を広げられている。 【課題】 ・地域に根差した防災力向上を目指し、学生消防隊が卒業後も一般団員(女性消防団員)として加入してもらえるような取組が必要。		
18		13 住民主体の防災体制の支援 (事業概要) ・自主防災組織への女性の参画促進と女性リーダーの育成を図ります。 ・女性の視点をいかした要配慮者への避難支援等の各種訓練を実施します。	・防災士養成講座の受講者募集の際に女性の推薦を呼びかけ、新たな女性防災士の育成に引き続き取り組む。 ・多様な世代が地域防災で活躍できるよう、防災出前講座や地域防災交流会を通じて、防災・減災意識の啓発に向けた学習機会の創出に取り組む。	・防災士養成講座を開催し、新たに45人(うち女性15人)が資格を取得した。 ・防災出前講座を70回開催した(延べ参加1,620人 うち女性参加者468人)。新潟県防災リーダーの資格を持つ女性を17回、講師として登用した。 ・地域防災交流会を開催した(参加者87人 うち女性参加者20人)。	【効果・成果】 ・地域推薦による防災士の育成により、地域における防災意識の向上と防災活動の促進につながった。 ・防災出前講座や地域防災交流会を通じて、防災意識を持つ住民の育成につながった。 【課題】 防災関連事業は、若い世代や女性の参加割合が依然として低いことから、興味を持ちやすい講座の設定や参加しやすい環境づくりが必要である。	B	市民活動支援課
			避難所運営において、女性視点で配慮が必要な項目を整理し、訓練等で反映できるよう取り組む。	・避難所における女性のプライバシー及びトイレ機能の確保に対応するため、備蓄型の組立式個室トイレ37セットを購入した。今後、住民訓練の場で組立訓練等を実施していく予定である。 ・避難所における着替えスペースや乳幼児の授乳スペースの確保を目的として、段ボールパーティションの他に組立が容易な簡易テント124張購入し、優先開設避難所に2張ずつ配備した。今後、住民訓練の場で組立訓練等を実施していく予定である。	【効果・成果】 ・避難所におけるプライバシー及びトイレ機能の確保など女性視点で配慮が必要な物品の購入をすることができた。 【課題】 ・組立訓練等の実施を通じて、導入したトイレ、テントを災害時にすぐ活用できるようにする必要がある。		
19							

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり<柏崎市女性活躍推進計画>

重点目標4 働く場での男女平等の推進

指標	項目	R1(2019)年度実績値	R6(2024)年度実績値	R7(2025)年度目標値	根拠等
	職場における男女が平等であると思う人の割合	30.3%	23.1%	40.0%	市民意識調査

男女共同参画基本計画序内推進会議による評価：B
①ニールの周知を行った企業及びセミナーに参加した企業のうち22社がニール認定を取得した。今後も男女が共に働きやすい職場環境の整備や、女性活躍の推進のため、市内企業に対し認定促進に向けた取組を継続して実施する必要がある。(No.21) ②職場におけるハラスメントの防止に向けて、市では管理監督職向けの研修や市民向けの講演会を行っているが、時代に即したハラスメントの意識及び高い倫理観を持続けるためには、今後も継続してハラスメントに対する研修の実施や情報提供を行う必要がある。(No.26.27)

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり <柏崎市女性活躍推進計画>

重点目標4 働く場での男女平等の推進

男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要					
20	(7)雇用や就労環境における男女平等の推進 14 事業主の理解と職場環境整備の促進 (事業概要) ・経営者、管理職を対象としたセミナー等を開催します。 ・職場環境の改善に取り組む事業者へ、支援制度を周知します。	・女性が活躍しやすい職場環境を推進するため、中小企業等女性活躍推進事業助成金の制度について、チラシやホームページ等で周知する。また、新制度の「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」の周知理解を図り、登録に結びつける。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、女性活躍の推進に向けた取組を支援する。	中小企業等女性活躍推進事業助成金及びニールについて、ホームページやチラシ等に加え、企業訪問や企業向け説明会を通じて周知を行った。 ・中小企業等女性活躍推進事業助成金の交付件数：2件 就業規則の見直しや設備整備(トイレ改修)等に対する支援を行った。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等10社に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進やニール申請に向けた支援を行った。	【効果・成果】 ・就業規則の見直しや設備整備(トイレ改修)等を支援することで、女性が働きやすい職場環境整備の促進につながった。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等へ派遣し、就業規則に関する助言や育児・介護休業法改正に関する情報提供等を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの推進やニールの申請に結びつけることができた。 【課題】 ・企業の実情に応じた支援を行い、女性が能力を十分に発揮し活躍できる職場環境整備をさらに推進する必要がある。 ・職場環境改善に取り組む事業主に対し、支援制度の周知及び活用促進を図る必要がある。	B	商業観光課
21	(7)雇用や就労環境における男女平等の推進 14 事業主の理解と職場環境整備の促進 (事業概要) ・経営者、管理職を対象としたセミナー等を開催します。 ・職場環境の改善に取り組む事業者へ、支援制度を周知します。	・労働者のワーク・ライフ・バランスを推進するために、事業所向けのセミナーを開催する。 ・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度の周知理解を図り、登録に結びつける。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、女性活躍の推進に向けた取組を支援する。	・ニールセミナーの開催 10月30日「企業力向上セミナー」 講師：川端周氏(公益財団法人新潟県女性財団事務局長) 参加者：市内事業所の人事及び労務管理担当者等 25人 ・男女共同参画に積極的に取り組む企業を市のホームページや広報紙「あいむ柏崎」を通じて発信した。 ・ニールの周知理解を図るため、ハッピー・パートナー企業68社に郵送又はメールにて資料を送付した。また、企業訪問や企業説明会等で36社に周知を行った。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等10社に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進やニール申請に向けた支援を行った。	【効果・成果】 ニールの周知を行った企業及びセミナーに参加した企業のうち22社が認定を取得した。 【課題】 ・ニールについて、市内企業における認知が十分とはいえない状況にあることから、認定促進に向けた取組を継続して実施する必要がある。	B	人権擁護・男女共生推進課
22	(7)雇用や就労環境における男女平等の推進 15 経営能力の育成と創業への支援 (事業概要) ・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会を実施します。 ・新規就農者や農業分野での法人化、6次産業化に取り組む方へ支援を行います。	商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	・創業経営相談会 23回実施、相談件数37件 ・経営指導員による事業計画の作成指導 相談件数14人(うち女性8人) 創業者数5人(うち女性3人)	【効果・成果】 ・定例的な相談会のほかに、臨時の相談会を開催し、多種多様な経営相談に対応した。 ・経営指導員や中小企業診断士等の専門家による相談対応を行うことで、経営の安定化や相談者の負担軽減に繋がった。 【課題】 創業間もない事業者が事業を継続し続けていくために、相談窓口や相談会の実施について、より周知を行う必要がある。	B	商業観光課
23	(7)雇用や就労環境における男女平等の推進 15 経営能力の育成と創業への支援 (事業概要) ・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会を実施します。 ・新規就農者や農業分野での法人化、6次産業化に取り組む方へ支援を行います。	・国補助である雇用就農資金に上乗せする市独自の補助(女性加算あり)により、女性の農業就労環境整備につながる取り組みを支援する。 ・加工・販売・流通などの分野で女性の感性を生かしてもらうことが期待できるため、6次産業化支援事業補助金を市単事業で用意し、6次産業化への取組支援を行う。	・U・Iターン者新規就農支援事業補助金で、1件(女性)の活用実績があった(補助額232,000円)。 ・6次産業化支援補助事業では合計5件の補助を行った。うち1件が女性の個人申請であり、申請者の他に4人の女性が運営メンバーとして参画し、地域の女性の活躍の場となっている。	【効果・成果】 ・農業の担い手の確保と柏崎市への定住促進の取組として、関東圏からのUターン者1名が高柳町で新規就農した。 ・6次産業化を支援することで、地域の女性の雇用を増やし、活躍を推進することができた。 【課題】 ・U・Iターンを志向する県外の女性就農希望者に向けて、マッチングフェアなどで制度の継続的な周知・啓発を図る必要がある。 ・6次産業化による農業所得の向上が課題となる。	B	農林水産課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり <柏崎市女性活躍推進計画>						
重点目標4 働く場での男女平等の推進						
男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要					
24	(7) 雇用や就労環境における男女平等の推進 16 キャリア形成の支援 (事業概要) ・働く女性に対する、研修の開催や研修機会の提供を支援します。 ・市の管理・監督職に対して、キャリア形成のサポートに関する研修を実施します。	女性職員のキャリア形成支援に資する研修の実施または外部研修受講機会の提供を行う。	・中堅層職員研修を実施 開催日：令和7(2025)年12月5日 対象者：令和7(2025)年度中に40歳、41歳を迎える正職員 参加者：35人(うち女性17人) 監督職と同じ目線より良い組織運営に取り組む姿勢が求められことから、必要な能力を養うとともに、同年代の職員と考えを共有することで新たな気付きを得ることを目的に実施した。	【効果・成果】 子育て以外の視点からのキャリア形成支援に関する取組が必要との認識から、中堅層職員研修において、監督職の経験談講話や職員座談会、介護に関連する休暇制度の周知などを通じ、今後のキャリアを考える機会を提供することができた。 【課題】 引き続き、子育て以外の視点からキャリア形成支援に関する取組も必要であることから、内容について検討が必要である。	B	人事課
25		・働き続けたい女性が仕事と子育て・介護等の選択を迫られることなく働き続けることができるよう、家庭内の役割分担の現状を確認し、意識改革を図るためのセミナーを開催する。 ・市民や事業所に対し「家事シェアリーフレット」等のPR刊行物の配布を通じ、各家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消を積極的に推進する。	・女性活躍推進セミナーの開催 3月7日「仕事と子育て、どうしてる？働くママの情報交換会&交流会」 講師：柿堀佳倫氏(柏崎市移住・定住推進パートナーチーム) 参加者：市内企業等が働く又は今後働く予定の子育て中の女性 18人 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議主催事業や事業所訪問で家事シェアリーフレットを配布し、周知に努めた。	【効果・成果】 子育て中の女性を対象に、仕事と家庭生活の両立や自身の働き方について考える機会を提供するとともに、参加者同士の交流や講師との意見交換を通じて、継続就業やキャリア形成に対する意識向上を図った。 【課題】 女性のキャリア形成や継続就業を推進するためには、女性自身の意識改革だけでなく男性を含む経営者や管理職の意識改革を進めることが重要である。また、女性や若者に選ばれる企業となるよう、働きやすい職場環境づくりなど企業の魅力向上を図る必要がある。	B	商業観光課 人権擁護・男女共生推進課
26	(8) 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進 17 ハラスメント防止研修の実施 (事業概要) ・ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を実施します。	管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施する。 また、管理監督職の研修を踏まえ、所属職員向けに職場内研修を実施する。	・管理監督職を対象にハラスメントに関する研修を実施 7月14日実施 受講者56名 世代間ギャップによる無自覚ハラスメントの防止やパワーハラスメントと指導・教育の線引きなどについて研修を実施した。	【効果・成果】 時代に則したハラスメントについて、改めて認識を深めることができた。 【課題】 管理監督職として、時代に則したハラスメントの意識及び高い倫理観を持ち続けるためには、継続的な研修の実施が必要である。	B	人事課
27	18 ハラスメント防止に向けた学習機会の提供 (事業概要) ・市民及び事業所を対象に情報提供等を行い、ハラスメントの防止を図ります。	・ハラスメント防止に関する啓発用資料などによる情報提供を行う。 ・ハラスメントに関する正しい知識を身に付けるため、市民や事業所向けの講演会を開催する。	・市のホームページにハラスメント対策に資する国のポータルサイト「あかるい職場応援団」を掲載し、情報提供を行った。 ・市民を対象にハラスメント防止に向けた講演会を実施した。 5月17日「昭和100年 実例でみるハラスメントの変遷」 講師：柏崎しおかぜ法律事務所 近藤千鶴弁護士 参加者：44人	【効果・成果】 ハラスメントに関する基本的事項について、正しい情報を提供することができた。 【課題】 引き続き、市民及び事業所に対してハラスメントに対する意識改革を進めるとともに、働きやすい職場環境づくりを図る必要がある。	B	商業観光課 人権擁護・男女共生推進課
28	(9) 就職・再就職の支援 19 自立した生活を送るための就職支援 (事業概要) ・ワークサポート柏崎において、若者等を対象とした就労支援を実施します。 ・職業訓練の周知に努め、就職支援を促進します。	・就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 ・おおむね35歳以下向けの未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを実施する。 ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	・ワークサポート柏崎の就職相談窓口において、就職に悩む若者や子育て世代の相談等を実施した。 若者職業相談件数：947件(うち男性481件、女性466件) 就職者数：28件(うち男性15件、女性13件) ・就職支援セミナーを年間25回実施し、延べ54人参加があった。(おおむね35歳以下を対象) ・10月に子育て世代の再就職支援セミナーを行い、6人の参加があった。 ・上越テクノスクールの職業訓練について、広報かしわざきへの掲載や関係機関でのチラシ設置等を通じて周知を図り、求職者の職業能力開発及び就職支援の促進に努めた。	【効果・成果】 相談者の特性に応じた支援を行い、適切な就労につなげた。 また、セミナーの実施や長岡地域若者サポートステーションサテライトとの連携により、自己理解や職業理解の促進、コミュニケーション能力の向上を図った。これにより意識の変化が見られ、応募活動の活発化や採用決定につながった事例もあった。 【課題】 従前からの課題として、就労に苦手意識を持ち相談期間が長期化し進展が見られない利用者が一定数存在することが挙げられる。	B	商業観光課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり<柏崎市女性活躍推進計画>
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女共同参画基本計画庁内推進会議による評価 :B					①男性の育児休業の取得について、企業訪問や広報等で継続的に周知した結果、男性の育児休業取得促進事業奨励金の交付件数が増加していることから、市内事業所において男性育休が浸透し、取得促進が図られたことを評価する。(No.29) ②ハッピー・パートナー企業登録度は令和7(2025)年度末で制度が終了し、市内企業は68社が登録した。今後は女性活躍推進アドバイザー派遣制度の活用等により、ニールに登録する企業が増えることを期待する。(No.29.32～35) ③子育て世帯訪問支援事業(育児支援ヘルパー事業)は保護者のニーズに対応するため委託事業者と協議を重ね、自己負担額の減額を継続的に周知した結果、支援が必要な子育て世帯を継続して支援できた点を評価したい。(No.37)
項目 (根拠等)	R1(2019)年度実績値	R6(2024)年度実績値	R7(2025)年度実績値	R7(2025)年度目標値	
指標					
ハッピー・パートナー企業への登録数(新潟県集計)	50社	66社	68社	80社	
「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合(市民意識調査)	18.2% R1(2019)年度	36.5%		30.0%	
男性の育児休業取得割合(事業所調査)	7.9% R1(2019)年度	60.2%		13.0%	

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり <柏崎市女性活躍推進計画>						
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進						
男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要					
29	(10) 男性の育児・介護休業の取得の促進 (事業概要) ・国の両立支援助成金を利用し、積極的に両立支援に取り組む事業所への上乗せ支援を実施します。	・男性の育児参画を促進し、仕事と育児の両立を支援するため、男性の育児休業取得促進事業奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知する。県新設の「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」についても併せて周知し、奨励金申請増加につなげる。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を支援する。	男性の育児休業取得促進事業奨励金を企業訪問や企業対象の説明会で周知するとともに、チラシやホームページ、広報等で周知を行った。また、令和7(2025)年10月から認定が開始されたニールについても併せて周知を行った。 ・男性の育児休業取得促進事業奨励金の交付件数 事業主:2件、男性労働者:28件(昨年度は事業主:0件、男性労働者:24件) ・女性活躍推進アドバイザーを企業等10社に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組や、ニール周知・登録促進に関する支援を行った。	【効果・成果】 男性の育児休業取得促進事業奨励金については、昨年度と比較して申請件数が増加しており、男性の育児休業取得の促進が図られている。これに伴い、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進にも好影響が見られる。 【課題】 ニールについて、市内企業における認知が十分とはいえない状況にある。 制度の周知を図るため、引き続き取組を進める必要がある。	B	商業観光課
30	21 市職員への休暇及び休業制度の周知・啓発 (事業概要) ・育児・介護に関する休暇及び休業制度を周知します。 ・男性の取得促進のため、男性職員及び周囲の職員に対する研修等を実施します。	・休暇制度等についてインフォメーション等により一層の周知を図っていく。 ・育児に関する休暇等の制度について、まとめた資料を配偶者が妊娠した男性職員とその上司に送る。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応する。	・インフォメーションで特別休暇をシリーズで広く職員に周知した。 ・休暇制度を含むeラーニングを全職員に実施した。従来の文字だけのeラーニングではなく、イラスト入りで分かりやすい資料を使用した。 ・新任係長研修にて休暇制度や育休取得時の意向確認モデルケースの講義を実施し、周知啓発を図った。(令和5(2023)年度から実施) ・「男性のための育児スタートガイド」などを活用し、男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応した。 ・中堅層職員研修において、介護に関連する休暇制度を周知した。	【効果・成果】 ・休暇・給与等に関する資料の送付、相談に対応することにより、育児休業等の取得を促進することができた。 ・新任係長研修にて休暇制度を講義することにより、係長本人だけでなく、係員が休暇を取りやすい環境を整える一助となった。 【課題】 ・引き続き、職員全体に休暇制度等を周知するとともに、対象者に資料を送付し、気軽に相談できるように相談窓口について、より周知を図っていく必要がある。 ・男性の育休取得が浸透してきており期間も長期化しつつあることや、様々な事情で休む職員がいるため、限られた人数で周囲の職員へのサポートをどのようにしていくかが課題である。	B	人事課
31	22 市民への制度周知・啓発 (事業概要) ・育児・介護休業制度の普及に努めます。 ・育児・介護休業の取得促進を図ります。	・男性の育休取得者のインタビュー記事をホームページ等に掲載し、育休制度の周知及び取得促進につなげる。 ・仕事と育児・介護を両立するための制度等について、ホームページ等で周知する。	・市ホームページ「すくすくネット」に、育休をとったパパのインタビュー記事を掲載した。 ・育児関連情報を集約した子育てガイドブックを作成すると共に電子書籍版を市ホームページに掲載した。	【効果・成果】 ・男性育休制度の周知及び取得促進につなげることができた。 ・子育てガイドブックを紙面に加え電子書籍版を作成することにより、情報入手の利便性を維持することができた。 【課題】 育児休業等の制度の情報が必要な方が随時入手できるよう、継続的な周知が必要である。	B	人権擁護・男女共生推進課 子育て支援課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり < 柏崎市女性活躍推進計画 >						
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進						
男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要					
32	(10) 男性の育児・介護休業の取得の促進 23 ハッピー・パートナー企業の普及啓発 (事業概要) ・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発に努めます。	「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」の周知、登録推進に向け、人権啓発・男女共同参画室と連携して普及活動を実施する。	・人権啓発・男女共同参画室と連携しニールについて企業訪問や企業説明会等で36社に周知を行い、普及啓発を図った。 (令和8年3月末時点にニール認定状況)ニールゴールド認定企業: 15社、ニール認定企業: 9社。	【効果・成果】 普及啓発を行ったことで、仕事と家庭生活の両立支援や女性活躍に積極的に取り組む市内企業の増加につながった。 【課題】 ニールについて、市内企業における認知が十分とはいえない状況にあることから、制度の周知強化を図るとともに、認定促進に向けた取組を継続して実施する必要がある。	B	商業観光課
33		・県や関係課と連携し、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」の普及活動を行い、認定企業拡大を図る。 ・かしわぎ男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」や市のホームページに新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業の取組を掲載し、PRに努める。 ・企業の課題に対する個別専門的な支援方法としてアドバイザーを派遣し、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」の取得支援を含む働きやすい職場環境の整備を進める。	・ハッピー・パートナー企業登録制度は令和7(2025)年度末で制度が終了し、最終的に市内企業は68社が登録を行った。ハッピー・パートナー企業登録制度に代わり、令和7(2025)年4月からニールが創設され、10月から認定が始まっている。 ・ニールの周知理解を図るため、ハッピー・パートナー企業68社に郵送又はメールにて資料を送付した。商業観光課と連携して企業訪問や企業説明会等で36社に周知を行った。また、10月30日にニールの企業向けセミナーを開催した。 ・かしわぎ男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」や市のホームページにニール企業の取組を掲載し、PRを行った。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等10社に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進やニール申請に向けた支援を行った。	【効果・成果】 ・ニールの周知を行った企業及びセミナーに参加した企業のうち22社が認定を取得した。 【課題】 ・ニールについて、市内企業における認知が十分とはいえない状況にあることから、認定促進に向けた取組を継続して実施する必要がある。	B	人権擁護・男女共生推進課
34	(11) 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築 24 仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発と環境づくり (事業概要) ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催による意識啓発を図ります。 ・働き方の見直しに向けて事業者へ普及啓発します。 ・仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援します。	・男女が共に働きやすく、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備を支援するため、男性の育児休業取得促進事業奨励金及び女性活躍推進事業助成金について、チラシやホームページ等で周知する。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を支援する。	・男性の育児休業取得促進事業奨励金及び女性活躍推進事業助成金について、企業訪問や企業対象の説明会で周知するとともに、チラシやホームページ等で周知を図った。 ・男性の育児休業取得促進事業奨励金の交付件数 事業主: 2件、男性労働者: 28件 ・中小企業等女性活躍推進事業助成金の交付件数: 2件 短時間勤務制度の柔軟な運用に向けた就業規則の見直しや、従業員及び管理職への周知を目的としたガイドブック作成、設備整備を支援することで、女性が働きやすい職場環境整備の促進につながった。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等10社に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組や、ニールの周知・登録促進に関する支援を行った。	【効果・成果】 男性の育児休業取得促進事業奨励金については、昨年度と比較して申請件数が増加しており、男性の育児休業取得の促進に一定の効果が見られた。 また、女性活躍推進アドバイザーの派遣により、就業規則の見直しや制度整備等を支援し、働きやすい職場環境整備の促進につながった。 【課題】 男性の育児休業取得については申請件数の増加が見られる一方で、さらなる取得促進と定着に向けた取組が求められる。 仕事と家庭生活等の両立が可能な働きやすい環境づくりに取り組む企業を一層増やすため、人権擁護・男女共生推進課と連携し、広報やホームページ等を活用した各種制度の周知及び申請・登録促進を図るとともに、企業への意識啓発を推進する必要がある。	B	商業観光課
35		・ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。 ・Ni-ful(ニール)新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわぎ男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を支援する。 ・週休2日のさらなる浸透を図るため、令和7(2025)年4月1日から「週休2日適用工事」へと変更し、週休2日の「質の向上」に努める。(※)	・ニールセミナーの開催 10月30日「企業力向上セミナー」 講師: 川端周氏(公益財団法人新潟県女性財団事務局長) 参加者: 市内事業所の人事及び労務管理担当者等 25人 ・かしわぎ男女共同参画推進市民会議発行の広報紙「あいむ柏崎」や市のホームページにニール認定企業の取組を掲載し、PRを行った。 ・女性活躍推進アドバイザーを企業等10社に派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進やニール申請に向けた支援を行った。 ・建設産業が若者にとって魅力ある産業となるよう、市発注の土木工事と営繕工事で「週休2日適用工事」を運用し、週休2日の「質の向上」に努めた。(※)	【効果・成果】 ・セミナーの開催により、事業所にワーク・ライフ・バランスの重要性の意識付けにつながることができた。 ・ニール認定企業の取組を紹介することで、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発を行うことができた。 【課題】 ニールの制度やニール企業の働きやすい職場づくりに関して、ホームページなどで効果的な啓発を行う必要がある。	B	人権擁護・男女共生推進課 ※契約検査課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり < 柏崎市女性活躍推進計画 >						
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進						
男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要					
36	(12) 家庭生活における男女共同参画の意識づくり 25 夫の家庭生活への参画拡大を図るための啓発 (事業概要) ・夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう学習機会や情報を提供します。 ・ホームページ等で情報発信します。	・家事シェアリーフレットを活用した啓発活動を継続する。 ・男性の育児休暇や家事参加について、ホームページ等で周知する。	・母子健康手帳交付時等に311人に対し、家事シェアリーフレットやパパの育児休業応援チラシを配布し、家事や育児の分担に向けた情報提供をした。 ・男性の育児休業取得促進事業奨励金等の情報をまとめ、市ホームページに継続的に掲載した。 ・市ホームページ「すくすくネット」に、育児をとったパパのインタビュー記事を掲載した。 ・6月23日から30日までの男女共同参画週間に市役所ロビーにおいて、「家事シェアリーフレット」「育児応援リーフレット」を掲示し、啓発を行った。	【効果・成果】 ・個別にリーフレット等を配布し、話題にすることで直接的な意識づけを行うことができた。 ・ホームページで情報発信することにより、男性の家事・育児参画への意識づくりに寄与することができた。 【課題】 ・母子健康手帳交付時等のタイムリーな機会を捉え、リーフレットの配布等、啓発を継続する必要がある。	B	人権擁護・男女共生推進課 子育て支援課
37	(13) 子育て・介護支援体制の整備・充実 26 子育て支援事業の充実 (事業概要) ・子育て世代包括支援センター機能として、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を強化します。 ・ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援、育児ヘルパー事業等の子育て支援事業を実施します。 ・相談体制や情報提供を充実します。	・養育及び家事に係る保護者の負担軽減を図るため、子育て世帯のニーズに合わせ育児支援ヘルパー事業内容を検討する。 ・ファミリーサポートセンター事業は、引き続き子育て支援に必要な分野の研修会を実施することで、会員のスキルアップを図り、安心して利用してもらえる体制を維持する。	・子育て世帯訪問支援事業(育児支援ヘルパー事業)について、子どもが園や学校にいる時間帯での事業利用のあり方、保護者ニーズに対応するためのヘルパーの研修について委託事業者と実施にむけた協議を行った。 ・令和7(2025)年度から自己負担額を1時間350円から200円に減額。 ・子育て世帯訪問支援事業利用実績 10世帯延べ75回利用(昨年度9世帯延べ42回利用) ・ファミリーサポートセンター研修会を年4回実施した。関係機関にも周知し、延べ96人(会員30人、会員以外66人)が参加した。 ・ファミリーサポートセンター会員数 依頼会員224人(男性12人、女性212人) 提供会員 29人(男性2人、女性27人) 両方会員 2人(男性0人、女性2人)	【効果・成果】 ・子育て世帯訪問支援事業(育児支援ヘルパー事業)：支援が必要な子育て世帯の家事負担軽減につなげることができた。また、自己負担額の減額により継続利用のしやすさにつなげることができた。 ・ファミリーサポートセンター事業：医師や保育士、栄養士等の多分野の講師から子育て支援に必要な知識や技術を得ることができ、安心して利用してもらえる体制づくりを促進することができた。 【課題】 ・子育て世帯訪問支援事業は、乳幼児がいる世帯の利用が多いが、幅広い年代の子育て世帯の支援につながるよう事業の周知を行っていく必要がある。 ・ファミリーサポートセンター新規会員は2人である。多様なニーズに対応するため、提供会員を確保する必要がある。	B	子育て支援課
38	27 多様な保育サービスの充実 (事業概要) ・保護者のニーズに応じた早期保育や延長・休日保育等を実施します。 ・病児保育を実施します。	・早期及び延長保育を全24園で実施し、うち12園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。 ・一時預かりを13園(公立7園、私立6園)で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに委託し実施する。	・早期及び延長保育を全24園で実施した(延べ4,187人)。うち、12園(公立3園、私立9園)では、保育標準時間の11時間を超えて開園した。 ・一時預かりは13園(公立7園、私立6園)で実施した(延べ1,152人)。また、休日保育は柏崎保育園で実施した(延べ194人)。 ・病児保育は国立病院機構新潟病院(延べ448人)及び柏崎総合医療センター(延べ109人)に委託し実施した。	【効果・成果】 多様な保育サービスを展開することにより、保護者のワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することができた。 【課題】 多様な保育へのニーズに対応するため、継続的に当該事業を実施し、子育てしやすい環境の整備を進めていく必要がある。	B	保育課
39	(13) 子育て・介護支援体制の整備・充実 28 放課後児童対策の充実 (事業概要) ・児童の受入れ体制の強化を図ります。	・放課後や長期休み期間など、保護者の就労等で留守家庭となる子どもの安全で安心できる生活の場を提供し、保護者等の就労の支援を図る。 ・一時的に利用希望児童が増加する夏季休業期間など、受託者と協議し、長期休みを考慮した適切な配置計画を立て、受入体制を整える。	・市内23か所に児童クラブを設置し、計画どおり開設することができた。(全クラブを運営委託：社会福祉協議会22か所・西山福祉会1か所) ・定員超過となった児童クラブについては、同じ学区の他の児童クラブや保護者の勤務先に近いクラブ等を案内し、対応した。	【効果・成果】 適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることに加え、保護者の就労や監護等の支援にも寄与することができた。 【課題】 長期休みなど一時的に定員超過となるクラブがあり、クラブの受入体制を整える必要がある。	B	子育て支援課
40	29 高齢者や介護者を支える体制づくり (事業概要) ・地域包括支援センター等の相談機能の強化を図ります。	・地域ケア会議や地域の集いの場等において、地域の代表者や生活支援コーディネーター等と協働し、介護支援の体制を継続的に検討する。 ・高齢者やその家族など、幅広い世代の地域住民に対して地域包括支援センター等の相談窓口の周知を行う。	・地域ケア会議(個別会議21回、園域会議7回、推進会議1回)を実施し、地域関係者、生活支援コーディネーター、医療介護関係者等の参加者で個別事例の検討や地域課題等の確認、共有を行った。 ・住民及び地域関係者に対し、地域包括支援センター等の相談窓口周知を178回、1,890人に行った。	【効果・成果】 個別事例を地域の関係者を含めた会議等で検討することで、地域包括支援センターの役割や見守り体制の必要性の理解が促進され、地域における支援体制づくりの推進につながった。 【課題】 各地域の特性が異なるため、具体的な取組や活動に十分結びつかない場合がある。また周知を行っても相談につながりにくいケースや、必要な対象に情報が十分届いていない可能性がある。	B	介護高齢課

重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援《柏崎市DV防止基本計画》

相談全数	R6(2024)年度	R7(2025)年度
実人数	120	144
延べ件数	557	686

うち、DV相談件数		
DV相談	R6(2024)年度	R7(2025)年度
実人数	33	56
延べ件数	123	324

①女性福祉相談件数は昨年より増加しており、当事者だけでなく家族や知人、関係機関からの相談も増えているため、広報等を通じた相談窓口の周知が広く市民に浸透していると考えられる。(No.41)

②データDV予防企画会議では昨年度から引き続き中学校3校からも申し込みがあり実施された。将来の交際における暴力の未然防止と、互いの人権を尊重する意識を早期に育成するため、今後も、中学校での実施が増えるように努めてほしい。(No.42)

③今年度は緊急保護・避難の支援を必要とする事例があったが、関係機関等との円滑な連携により適時適切な支援ができたことは、平時から支援体制が確保されていることにより評価できる。DV被害の深刻化を防ぎ、被害者の安全確保と自立支援を適切かつ迅速に行うため、関係機関との連携体制を維持していく必要がある。(No.45)

重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 《柏崎市DV防止基本計画》

15

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり							
重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 《柏崎市DV防止基本計画》							
男女共同参画基本計画の内容			令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要					
44		32 関係機関との連携 (事業概要) ・個々の相談に対応した関係部署、女性福祉相談所や他市町村との連携を強化します。	柏崎市困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援連絡会を継続して実施し、女性の抱える課題を整理し、関係機関の機能、役割を理解し合い効果的な支援体制の整備を行う。	・「柏崎市困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援連絡会」を2月12日に開催した。女性支援新法では民間団体が持つ専門性や機動力を活かした包括的な支援を期待して積極的に連携することが推奨されたことから、R7年度からNPO法人に業務委託し会議にも参加してもらった(会議:13機関・部署、18人が出席)。 ・事例報告では、関係機関が連携することで効果的な支援につながった好事例について、連携ポイントを明確化して報告した。	【効果・成果】 ・効果的な連携について、実例を用いて情報共有することで、改めて連携の意義を共通認識し、連携体制の強化につながった。 【課題】法改正により支援対象が困難な問題を抱える女性に拡大したことにより、複雑化・多様化する課題に対応するため、切れ目のない体系的な支援体制づくりがより求められている。	B	子育て支援課
45	(16) 安全な保護体制の整備と自立支援の充実	33 保護体制の充実と安全確保 (事業概要) ・緊急保護や避難を要する場合に、被害者の安全を確保し、同行支援を行います。 ・外国人、高齢者、障がい者への配慮と関係部署との連携を強化します。 ・相談従事者への不当な危害を防ぐための安全対策を講じます。	DV被害者支援の課題を関係機関と共有し、支援体制を強化する。	・緊急保護・避難の支援を必要とする事例について、県女性相談支援センターと連携して対応した。 初期段階では、県女性相談支援センター、警察、児童相談所、それ以降は、弁護士、社会保険事務所、退所後は生活の自立に向けて市民課(住基支援)、福祉課(生活保護)等、関係課と連携して支援した。 ・居場所を失ったDV等被害者(その子ども含む)の自立に向けた生活支援を図るため、NPO法人とステップシェルターの提供について業務委託した。 【ステップシェルター】DV被害や家庭内のトラブル、生活困窮などにより居場所を失った女性や若年層が、自立に向けて中長期的に生活再建を図るための「次の段階(ステップ)の避難施設」	【効果・成果】 県女性相談支援センター及びステップシェルターとの円滑な連携により、タイムリーな支援ができた。 【課題】 複雑化・多様化する女性の相談で、DV被害に加えて児童虐待がある場合は、児童の人権擁護の視点も重要となり、支援はより専門性が求められる。今後も関係機関や民間団体と連携することで専門性を高める必要がある。	B	子育て支援課
46		34 被害者等の心身の健康回復 (事業概要) ・精神疾患や児童の心理的虐待等への対応について医療機関及び児童相談所との連携を強化します。	被害者の心身の健康状態を継続的に確認し、必要時に保健師等が関わり医療支援につなげる。 被害者の被害の影響からの回復のため、カウンセリング業務等を女のスペース・ながおかに委託し、必要な方を支援につなげる。	・女性相談支援員と情報共有し、子育て支援課だけでなく健康推進課の保健師とも連携し、心身の健康回復に向けた医療支援を行った。 ・DV被害者で継続支援が必要な方は、委託先のNPO法人が実施するフェミニストカウンセリングを紹介し、心のケアを実施した。 NPO法人の相談実績:実人数11人 延べ34件(電話4件、面接30件)、関係機関連絡調整42件。 【フェミニストカウンセリング】「女性の生き難さは個人の問題ではなく、社会の問題である」という視点で女性自身の問題解決をサポートし、本来持っている力を取り戻すためのカウンセリング	【効果・成果】 相談者の心身の状態を確認しながら、必要時に医療受診に同行支援することで本人の安心感を得ることができた。また、フェミニストカウンセリングを継続することで、DV被害者の自己肯定感が高まり、自立に向けた生活のスタートができた。 【課題】 相談者の生活の自立のためには心身の健康が必要不可欠であり、回復のためには継続的な支援が必要である。	B	子育て支援課
47		35 生活安定のための支援 (事業概要) ・福祉制度の情報提供及び手続きへの助言を行います。 ・公営住宅の優先入居等を活用した住宅確保を支援します。 ・同伴児童の就学、保育園入園等の支援を行います。 ・就労のための補助制度の利用を促進します。	相談者の生活が安定するよう、個々のニーズに合わせた生活支援、就業支援、経済的支援を推進し、自立にむけた支援を実施する。	・相談者の状況に合わせ、福祉制度や経済支援、ひとり親家庭の母・父の就労につながる資格取得の助成制度(自立支援教育給付金事業、高等職業促進給付金事業)の活用により自立に向けた支援を行った。	【効果・成果】 相談者ニーズや課題を把握し、経済支援、資格取得、弁護士相談等につなぐことで、生活基盤を立て直し安定した生活につながった。 また、住居確保、買い物支援、事務手続きの同行等NPO法人に委託することにより、民間の機動力を発揮した実行力のある支援が可能となった。 【課題】 相談者の複合的・多様化している課題に対し、緊急時にも迅速に制度を活用し支援が行えるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない体系的な支援体制づくりが必要である。	B	子育て支援課
48		36 安心できる生活への支援 (事業概要) ・住民票の閲覧制限などを利用して個人情報保護します。 ・保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等を周知します。	安心できる生活に向け、支援制度を活用しながら関係機関と連携して支援を実施する。	・相談者が安心して生活できるよう、ジェンダーの視点に立った相談支援を通し、住民票の閲覧制限や、保護命令制度等の司法手続きに関する申請支援を行った。	【効果・成果】 相談者が精神的に余裕がない中、手続きや書類作成を支援することで、安全な生活環境を整えとともに精神面の安定につなげることができた。 【課題】 制度の活用や支援が適切に行えるよう、継続的な研修受講や支援体制の維持・向上が必要である。	B	子育て支援課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標7 男女の性の尊重と健康支援

指標	項目	R1(2019)年度実績値	R6(2024)年度実績値	R7(2025)年度実績値	R7(2025)年度目標値
	子宮頸がん検診受診率の割合	24.5%	25.0%	23.4%	29.0%
	乳がん検診受診率の割合	29.5%	31.6%	30.4%	32.0%

根拠等：市第二次健康増進計画

男女共同参画基本計画庁内推進会議による評価：B

①がん検診等の充実において、乳がん・子宮頸がん受診率の割合が昨年度より減少している。検診受診の重要性や受診しやすい環境整備が進んでいることを周知し、更なる受診率の向上に取組んでいただきたい。(No.54)
②健康増進事業において、訪問や各組織の会合及び連携協定機関と協働で企業や事業所への働きかけを強化したことで、健康教育などの参加者が増加し、青壮年期から生活習慣病予防に取り組む必要性の認識が広まっている。今後も、企業訪問や連携協定機関、広報、ホームページなどを活用し、ライフステージごとに広く普及啓発を続けてもらいたい。(No.55)
③コソツツ肝筋体操の普及のため、保育園とのコソツツ肝筋体操体験会やコソツツ肝筋体操まつりを通して、幅広い年代や体操未参加者への周知・啓発が実施されている。また、くらしのサポートセンターでは、新たにウォーキングや健康麻雀等を実施し、介護予防活動の充実が図られ、男性も女性も利用者数が増えている点を評価したい。(No.56)

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向					
49	(17) 生涯を通じた男女の性への理解の推進	37 母子保健の充実 (事業概要) ・望まない妊娠をなくし、安心して産み育てるために男女の性に関する知識を啓発します。	柏崎地域振興局の思春期講演会に合わせてパンフレットを生徒に配布すると共に、より効果的な啓発方法を検討する。 【成果・成果】 ・高校3年生に向けたプレコンセプションケアに関するリーフレット「あなたの未来のために」を作成し、市内全ての高等学校(8校)を通じて配布することで、周知啓発を図った。 実績 柏崎高等学校 200部 柏崎常盤高等学校 80部 柏崎工業高等学校 100部 柏崎総合高等学校 120部 柏崎翔洋中等教育学校 70部 新潟産業大学附属高等学校 160部 柏崎特別支援学校 10部 はまなす特別支援学校 20部 合計760部 【プレコンセプションケア】男女が妊娠前の段階から自身の健康維持に努めることで、健やかな妊娠・出産、さらに生まれてくる赤ちゃんの健康につなげるためのヘルスケア。	【効果・成果】 ・リーフレットの作成に当たり、高等学校の養護教諭に意見聴取したことで、対象や内容を焦点化することができた。 ・パンフレットには将来を見据え、健康的な生活を推奨するプレコンセプションケアについても盛り込み、啓発することができた。 【課題】 プレコンセプションケアの内容が広いため、一般的な健康づくりの情報提供や相談窓口の紹介にとどまっている。高校生がより興味・関心を持ち、健康的な行動を促すリーフレットになるよう、優先度を加味したアップデートが必要である。	B	子育て支援課
		38 思春期の男女への正しい性に関する知識の提供 (事業概要) ・男女の性についての理解を促進します。 ・エイズ、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施します。				
51	(17) 生涯を通じた男女の性への理解の推進	39 不妊に悩む男女への支援 (事業概要) ・不妊に関する相談体制を充実します。 ・特定不妊治療費及び不育治療費の助成制度の利用を促進します。	関係医療機関への資料送付やホームページ掲載等により広く周知をしながら助成を継続していく。 ＜不妊治療費助成事業＞ 実績：申請件数 実47件、延べ62件 助成額 3,741千円 ＜不育症治療助成事業＞ 実績：申請件数 実0件、延べ0件	【効果・成果】 治療費を助成することで、子どもを望む夫婦の経済的支援に寄与することができた。 【課題】 今後も対象者が本助成制度を利用できるよう、周知を継続する必要がある。	B	子育て支援課
		40 母子健診等の充実 (事業概要) ・妊婦健診、乳幼児健診の受診勧奨と保健師・助産師等による保健指導を充実します。				
52	(18) ライフステージに応じた健康づくりの支援	41 妊娠中における父母への学習機会の提供 (事業概要) ・母子保健事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。	令和7年度も出産前のパパママセミナーの1回目を年6回、2回目を年12回(隔月で土曜日実施)予約制で実施する。 ・妊婦健診(14回無料) 実人数311人、延べ3,743人受診 ・産婦健診(産後1か月まで) 実人数279人、延べ494人受診 ・1か月及び6か月児健診(無料) 延べ558人受診(受診率96.2%) ・集団健診(4か月児、10か月児、1歳6か月児内科健診、1歳6か月児歯科健診、3歳児健診(内科・歯科)、5歳児健診) 延べ1,842人受診(受診率96.6%) このうち両親又は父親の参加率は15%。集団健診後は、実人数120人に、子どもの成長発達及び親支援のためフォローを実施 ・2か月児・5か月児とその家族を対象としたすくすく広場(子育てセミナー)、2歳児子育て相談を実施し、延べ273人参加 このうち、父親等と一緒に参加した人数は69人(全体の25.3%)。 ・出産前のパパママセミナー1回目(妊婦対象、個別相談)を6回開催し、妊婦27人の参加を得た。 ・出産前のパパママセミナー2回目(妊婦と夫対象、沐浴実習等)を12回開催し、妊婦85人、夫等81人の参加を得た。	【効果・成果】 乳幼児健診は、全ての健診で90%以上の受診率となっている。時期に応じた周知やホームページ、広報等を通じた早期の受診勧奨を実施することで、仕事等の調整のしやすさにつながっている。 【課題】 親子や家族で子育てに関わるきっかけとなるよう乳幼児健診や子育てセミナー等の実施方法について配慮や工夫が必要である。	B	子育て支援課
		42 出産後の子育て支援 (事業概要) ・子育て支援事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。				
53	(19) ライフステージに応じた健康づくりの支援	43 産後の母子健康 (事業概要) ・産後ケア事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。	令和7年度も産後の母子健康セミナーの1回目を年6回、2回目を年12回(隔月で土曜日実施)予約制で実施する。 ・産後の母子健康セミナー1回目(産婦と夫対象、沐浴実習等)を12回開催し、産婦85人、夫等81人の参加を得た。 ・産後の母子健康セミナー2回目(産婦と夫対象、沐浴実習等)を12回開催し、産婦85人、夫等81人の参加を得た。	【効果・成果】 夫等と参加する2回目を隔月土曜日に実施することで、沐浴やおむつ替え等の体験ができ、勉強になった等の感想を多く得ることができた。夫等にも出産前から子育てをイメージできる機会を提供することができた。 【課題】 妊娠前から夫婦で子育てについて考えたり、準備したりするきっかけとなるよう、セミナー中に夫婦で話し合う時間を設ける等の工夫が必要である。	B	子育て支援課
		44 産後の父親の参加 (事業概要) ・産後ケア事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。				

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり						
重点目標7 男女の性の尊重と健康支援						
男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向					
54.	(18) ライフステージに応じた健康づくりの支援	42 がん検診等の充実 (事業概要) ・がん検診の実施と普及啓発を行います。 ・女性が安心して検診を受けられる環境づくりに努めます。	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する。 (奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施) ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を交付し、受診勧奨を行う。 ・子宮頸がん検診の若い世代の受診率向上を図るため、土曜日に集団検診の機会を設け、25歳、31歳、35歳、39歳のAYA世代を対象にワンコイン(500円)で集団検診を受診できるクーポン券を発行する。 ・骨粗しょう症検診を実施する。 【AYA世代】15歳から39歳までの世代(思春期・若年成人)	【効果・成果】 ・胃がん検診は、男女別、女性限定日を設けたことで、安心して受診できる環境を提供することができた。 ・新たにセット健診を実施し、特定健診と同時に複数のがん検診を受診できる日程を設け、受診者が受診しやすい体制を整えた。 ・土曜日検診の実施やAYA世代を対象としたワンコインクーポン券を配布するなど、若い世代が乳がん・子宮頸がん検診を受けるきっかけとなる取り組みに力を入れた。 【課題】 ・検診受診の大切さを伝えるとともに、安心して受診できる環境づくり、受診しやすい環境整備に取り組んでいく必要がある。 ・効果的な受診勧奨を工夫し、更なる受診率の向上を目指す必要がある。	B	健康推進課
55	43 ころと体の健康づくりの推進 (事業概要) ・健康増進事業(健康教育・健康相談)を充実します。 ・望ましい生活習慣に関する情報の普及啓発を推進します。 ・メンタルヘルス講座や自殺予防のためのゲートキーパー研修を実施します。	・地域や職場と連携し、健康教育や健康相談を実施する。 ・連携協定を締結している関係機関と定期的に情報交換を行い、青壮年期の健康づくりを推進する。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、引き続き地域のコソコソ貯筋体操の会場に出向き、「転倒骨折予防」をテーマにフレイル予防の啓発を行う。 ・講座等をとおして、全年代を対象にストレスへの対応や良質な睡眠の取り方について啓発する。 ・地域、学校、職場と連携し、世代や職種に合わせたころの健康づくりに関する講座、ゲートキーパー研修を実施する。	・地域や職場の健康教育175回、延べ4,322人参加。このうち、企業・事業所向けのからだスッキリ講座22団体、24回、延べ619人参加 ・健康相談152回、延べ5,497人参加 ・職場の仲間とともに取り組む健康づくり宣言事業、38団体、691人参加 ・メンタルヘルスに関する講座 9回、414人参加(からだスッキリ講座含む) ・ゲートキーパー研修 13回、468人参加 ・SOSの出し方教育 小中学校10校、613人参加	【効果・成果】 ・企業訪問や団体の会合及び連携協定機関と協働で企業や事業所への働きかけを強化したことで、健康教育などの参加者が増加し、青壮年期から生活習慣病予防に取り組む必要性を普及啓発することができた。 ・地域や学校、職場と連携して、ころの健康づくりや自殺予防に関する啓発を行うことができた。 ・メンタルヘルスに関する講座では、ストレスチェックやストレス対処法、うつ病などの心の健康に関する情報を予防的な視点から普及啓発を行うとともに、相談窓口を周知することができた。 ・SOSの出し方教育と併せてSOSの受け止め方研修を実施することで、子どもの時期からのころの健康や自殺予防につなげることができた。 【課題】 ・地域や職場で実施する健康教育や健康相談では、参加者や参加企業の固定化が見られている。働く世代を中心とした幅広い世代への普及啓発を進め、新規参加者の増加につなげる必要がある。 ・働き盛り世代の男性に自殺が多い現状があるため、地域や事業所等と連携し、相談窓口の周知・啓発を行うとともに、相談につながりやすい体制の整備を進める必要がある。	B	健康推進課
56	44 地域活動における介護予防の推進 (事業概要) ・介護予防事業を実施します。 ・介護予防活動を推進する高齢者運動サポーター等の育成に努めます。	・各種の介護予防事業をチラシの配布、広報かしわさきやコソコソ貯筋体操まつりを通して周知を行い、男女ともに事業への参加者の維持増加を目指す。 ・保育園等におけるコソコソ貯筋体操の体験を通して、祖父母や親世代に介護予防事業の周知を継続する。 ・くらしのサポートセンターに対して、介護予防や支え合いの推進活動が推進するように支援を行う。	○介護予防趣旨普及 ・健康教育:218回、2,524人 ・健康相談:88回、414人 ・介護予防ファイル等をコミセン、医療機関、関係機関等へ配布 ○介護予防教室 ・パワースタイル:799回、実545人、延べ25,973人 ・西山いきいき教室:48回、実31人、延べ905人 ○コソコソ貯筋体操(コソコソ貯筋体操センターを含む。) ・実施184団体(R8.3月末時点では179団体) ・実2,694人(男性358人、女性2,336人)、うちコソコソ貯筋体操センターは、実304人(男性51人、女性253人)、延べ98,243人 ・保育園におけるコソコソ貯筋体操体験会:実施4園、地域の5会場と交流 ・コソコソ貯筋体操まつり:参加者490人(アンケート結果より体操不参加者は22%) ・コソコソ貯筋体操地域交流会:58団体、74人参加 ○高齢者運動サポーター:登録者254人(男性28人、女性226人) ○くらしのサポートセンター 【基本事業(介護予防活動)】 ・実施23地区、実施日数:4,784日 ・実1,058人(男性183人、女性875人)、延べ28,848人 【付随事業(助け合い活動)】 ・実施15地区、集いの場の支援:延べ1,469人、個別支援:延べ892人 ○くらしのサポーター講座 ・実施回数:2回 参加者数19人(男性4人、女性15人)	【効果・成果】 ・介護予防ファイル等の配布や高齢者運動サポーターの協力もあり、介護予防教室及びコソコソ貯筋体操センターの参加者数が増加した。 ・保育園とのコソコソ貯筋体操体験会やコソコソ貯筋体操まつりを通して、幅広い年代や体操不参加者への周知・啓発を行うことができた。 ・くらしのサポートセンターでは、新たにウォーキングや健康麻雀等を実施する地区が増え、介護予防活動の充実と利用者数の増加につながった。また、付随事業を実施する地区が15地区と増加し、地域支え合い活動が推進した。 【課題】 ・介護予防事業は、男性の参加が全体的に少なく、引き続き男性が参加しやすい工夫が求められる。 ・くらしのサポートセンターの付随事業では、地域によって活動に差が生じているものの、サポーター自身の生きがい活動となるよう支援が必要である。	B	介護高齢課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

	項目	R1(2019)年度実績値	R6(2024)年度実績値	R7(2025)年度実績値	R8(2026)年度目標値
指標	障がい者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	8人	6人	11人	15人以上
根拠等:市第7期障がい福祉計画					

男女共同参画基本計画庁内推進会議による評価：B
①生活困窮者やひとり親家庭などへの自立支援として実施している学習支援のうち、訪問型を利用した中学3年生全員が高校に進学することができたことは大きな成果である。また、学習支援の利用は、支援機関からの紹介に加え、児童・生徒が学校生活に慣れた6月に選らせることで利用者の増加につなげることができた。(No.58) ②認知症の正しい知識や家族への支援について学ぶ「認知症サポーター養成講座」では、新たに454人のサポーターを養成し、年間目標の300人を上回ったことは評価できる。特に、小学生や大学生などの若い世代への周知・啓発に取り組んだことは、今後の高齢化社会を見据えた人材育成の観点からも意義がある。また、シルバー人材センター会員を対象に実施したことにより、地域における見守りや支援の担い手として、認知症に対する理解の一層の促進が期待される。(No.61)

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

男女共同参画基本計画の内容		令和7(2025)年度事業計画	令和7(2025)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	所管課
No.	施策の方向					
57	(19) 生活上の困難を抱える人への自立支援	45 子どもを養育する家庭への相談及び支援体制の充実 (事業概要) ・養護面で支援が必要な家庭への支援を継続します。 ・地域の関係機関等と連携した育児相談・子	・養護面の支援が必要な家庭について関係機関への情報共有と併せて適切に相談機関につながるよう支援する。 ・母子健康手帳交付、乳幼児健診、家庭児童相談場面等において、生活や子育てに悩みや不安を抱えている保護者の相談401件に対応し、課題解決にむけ必要時に関係機関につながるよう支援した。	【効果・成果】 世帯が抱える課題に対し、相談機関の情報提供に加えて相談者のニーズを確認しながら適切な機関へつなぐなどの支援をすることができた。 【課題】 複数の課題を抱える世帯が多くあり、養育者の負担を軽減し養育環境を整えるために、さらに関係機関との連携を強化していく必要がある。	B	子育て支援課
58	生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援 (事業概要) ・国・県の補助事業を活用した支援を実施します。 ・支援制度の情報提供や相談支援を充実します。 ・関係機関と連携した早期の相談支援を実施します。	46 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)を対象に学習支援(訪問型、集成型)を実施する。 ・対象家庭が制度を確実に知ることができるよう、ひとり親家庭への文書発送等を活用した情報提供を継続する。	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に委託し、実施した。 ・子どもの学習・生活支援事業では、訪問型学習支援は23人(実人数)が利用し、延べ714人に支援を行った。学校の長期休業期間等で実施する集成型学習支援では、12人(実人数)が利用し、延べ118人の利用があった。 ・広報かしわぎでの周知や説明会の開催により、24人が学習支援協力員として登録している。 ・高校中退防止の取組として、事業を利用して高校に進学した高校生に、相談窓口の情報提供などのフォローを実施した。	【効果・成果】 ・訪問型学習支援を利用した中学3年生5人全員が高校に進学することができた。 ・集成型学習支援においては、学習の場だけでなく、子どもの居場所づくりや他者との交流の機会を提供することができた。 ・令和7年度は支援機関からの紹介に加え、周知時期を児童・生徒が学校生活に慣れた6月に選らせるなどし、利用者の増加につなげることができた。(令和6年度比:訪問型(延べ参加人数)670人→714人) 【課題】 ・家庭に複雑な事情を抱えている児童生徒も多く、他機関との連携が必要である。 ・生活支援の充実が求められる。	B	福祉課
59			・HP及び広報にひとり親家庭の母・父の資格取得事業について掲載。加えて児童扶養手当の手続き時に、自立支援教育支援給付金、高等職業訓練給付金、養育費確保支援事業についてチラシを配付することで、啓発に務めた。 ・高等職業訓練給付金事業は3人、養育費確保支援事業は4人に給付金を支給した。	【効果・成果】 ・離婚後、養育費の確実な確保、及び資格取得による安定した生活の確保に寄与した。 【課題】 ・女性相談支援からの事業紹介では対象者が限定的になるため、今後も関係課と連携して対象者に情報提供する必要がある。	B	子育て支援課
60	(20) 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 (事業概要) ・相談支援体制の充実に努めます。 ・障がいのある人の社会参加を支える取組を実施します。 ・障がいのある人への理解を促進し、差別解消を推進します。 ・地域における認知症に対する正しい理解を促進し、見守り体制の構築に努めます。	47 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 (事業概要) ・相談支援体制の充実に努めます。 ・障がいのある人の社会参加を支える取組を実施します。 ・障がいのある人への理解を促進し、差別解消を推進します。 ・地域における認知症に対する正しい理解を促進し、見守り体制の構築に努めます。	・福祉サービスの利用に伴うサービス等利用計画を885人(計画相談支援:623人、障害児相談支援:262人)に支給決定し、支援を行った(支給決定数は、R8.3月実績)。また、障害者相談支援事業を市内5事業所に委託し、延べ1,939件の相談支援を行った。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、「相談支援部会」を1回、「相談支援連絡会」を7回開催した。また、相談支援事業の委託事業者との連絡会を3回開催した。 ・スポーツ体験イベントを開催し、福祉事業所が作製した来場者記念品の配布や授産品販売を通じて、障がい者理解促進に取り組んだ。また、文化芸術作品展を開催し、会場において障がい者理解に関するパネル展示を行った。	【効果・成果】 ・障がいのある人が福祉サービスや相談支援を活用し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することができた。 ・「相談支援部会」及び「相談支援連絡会」を実施し、課題の共有や相談支援の質の向上に取り組むことにより、相談支援体制の連携強化や人材育成等、専門機能の底上げを図ることができた。 ・各種イベントにおいて、障がいのある人の作品を生かした取組による社会参加促進及び障がい者に対する理解促進を図ることができた。 【課題】 ・障がいのある人が必要としている福祉サービスを的確に把握し、相談支援体制及びサービス提供体制を継続して確保する必要がある。 ・引き続き、障がいのある人の活躍の場及び障がい者の理解促進に取り組む必要がある。	B	福祉課
61		地域ケア推進会議の「認知症バリアフリー部会」と連動し、学校や企業、組織等、講座の対象の拡大を目指すとともに、地域住民を対象とした講座の開催を増やせるよう、引き続き地域包括支援センターの協力を得ながら推進していく。	・認知症を正しく理解し、地域や職場における認知症の人への関わりや、家族支援についての知識を習得してもらうため、市民、市職員、学校、地域及び企業を対象に、認知症サポーター養成講座を実施した。 ・講座を16回実施し、新規に454人(男性44%・女性56%)養成し、年間目標の300人を上回った。 ・講師は対象に応じて、認知症疾患医療センター長(医師)、認知症地域支援推進員及び認知症キャラバン・メイト(地域包括支援センター職員、介護事業所職員、市職員等)が担当した。	【効果・成果】 ・社会福祉協議会などの協力を得て、小学校で講座を実施し、高齢者や認知症への理解が得られた。 ・大学では、一般市民向けの内容に加え、認知症基本法を含めた深い内容の講座を実施し、認知症バリアフリーについて意見聴取ができた。 ・高齢者と接することの多いシルバー人材センター会員を対象に講座を実施後、ステップアップ講座につながり、今後チームオレンジへの登録に向けて支援できた。 【課題】 今後も引き続き、地域ケア推進会議「認知症バリアフリー部会」をはじめ関係機関と連携し、学校や企業、組織等、講座の対象を拡大していく必要がある。	B	介護高齢課